

○交際費等と損金不算入とされる役員給与の区分基準

Q

役員に対して供与される経済的利益について、交際費等に当たるか損金不算入とされる役員給与に当たるかを区分する基準のようなものがあるのでしょうか。

A

法人が役員に対して、経済的利益の供与をした場合には、原則として損金不算入とされる役員給与として取り扱われます。

ただし、役員に対して供与された経済的利益のうち、交際費等に該当するかどうかを区分する場合については、事実認定の問題となってきますので、①業務の関連性、②行為の通常性、③金額の通常性、について検討し、交際費等に該当するかどうかをケースバイケースで判定することになります。

解説

1 損金不算入となる役員に対する経済的利益

役員給与として、損金算入が認められている額は、前章の方で規定されている「定期同額給与」、「事前確定届出給与」、「利益連動給与」の3つの役員給与であり、これらに該当しない額は、すべて損金の額に算入されません。

また、これらの規定されている給与には、債務の免除による利益その他の経済的利益を含むものとされています（法法34）。

したがって、次に掲げる具体例（法基通9-2-9）が、毎月定期定額の負担で「定期同額給与」の額に含まれていれば、役員給与として損金算入されますが、臨時的なもの、過大給与となった額については、損金不算入とされる役員給与となります。

〈具体例〉

- ① 役員等に対し法人の資産を無償または低い価額で譲渡した場合におけるその資産の時価と譲渡価額の差額に相当する金額
- ② 法人が役員等から高い価額で資産を買い入れた場合におけるその資産の時価と

買入価額との差額に相当する金額

- ③ 役員等の個人的費用を負担した場合におけるその負担した金額
- ④ 役員等に対して支給した金額のうち清算の行われていない渡切交際費等
- ⑤ 役員等に対して貸与した社宅などを、無償または低額で提供した場合における通常の賃貸料と徴収賃料の差額に相当する金額
- ⑥ 役員等に対して金銭を無償または低率で貸し付けた場合における通常金利による利息と徴収利息の差額に相当する金額
- ⑦ 役員等に対する債権を放棄または免除した場合におけるその放棄または免除した債権に相当する金額（ただし、貸倒れに該当するものを除きます。）
- ⑧ 役員等に対し、物品その他の資産を贈与した場合におけるその資産の価額に相当する金額
- ⑨ 役員等から用役の提供を無償または低額で引き受けた場合における、その用役の対価として通常収入すべき金額と実際の収入金額との差額金額
- ⑩ 役員等に対して機密費、接待費、交際費、旅費等の名義で支給したもののうち、会社の業務のために使用したことが明らかでないもの
- ⑪ 役員等のために個人的費用を負担した場合におけるその費用に相当する金額
- ⑫ 役員等が負担すべき社交団体等の入会金、経年会費、その他社交団体の運営のために要する費用を、会社が負担した金額
- ⑬ 会社が役員等を被保険者および保険金受取人とする生命保険契約を締結し、その保険料の全部または一部を負担した場合の負担した保険料相当額
- ⑭ 役員に支給する渡切交際費

なお役員等とは、役員および役員と特殊の関係にある使用人をいいます。

ただし、明らかに株主等の地位に基づいて取得したと認められるものや、病氣見舞い、災害見舞い等純然たる贈与と認められるものは経済的利益から除かれます。

◆税務上の留意点◆

■ 常時支給される昼食等の費用等

常時、支給される昼食等の費用は給与として取り扱われますが、本人負担が50%以上とし、会社負担が月3,500円以下であれば、福利厚生費等として取り扱われ、源泉の対象となることはありません（所基通36-38の2）。

2 毎月負担する住宅の光熱費、家事使用人給料等

その額が毎月著しく変動するものを除き、毎月おおむね一定であるものとして、定期同額給与の範囲内であれば役員給与として、損金算入が認められます（法基通9-2-11）。

3 毎月定額支給される渡切交際費

定期同額給与の範囲内であれば、役員給与として損金算入が認められます（法基通9-2-11）。